

## 農業・漁業集落排水処理施設使用料

### 【農業集落排水処理施設使用料(税込み:1か月使用料)】

区分	種別	基本料金	人数割
1	一般家庭	3,143円	世帯員1人につき 524円
2	区域内の集会施設・公衆便所・消防屯所等	3,143円	居住者がある場合は一般家庭とする。
3	理美容業	3,143円	理美容椅子1個つき処理対象人員1人として管理者が定める人数に、524円を乗じた額
4	上記以外の施設等	3,143円	日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」を参考として、管理者が定める人数に524円を乗じた額

#### ●使用料の算定方法

- 世帯員数については、住民基本台帳により確認します。
- 月の中途において、開始した場合は、翌月から請求します。  
**農業集落排水処理施設使用開始等届** の提出が必要
- 月の中途において、休止した場合は、その月まで請求します。  
**農業集落排水処理施設使用開始等届** の提出が必要
- 使用者が住民票の異動をせず長期不在になる場合は、**使用料減免申請書** の提出が必要です。  
 不在になる方の名前、居所が分かる書類を添付(原則毎年提出)
- 世帯員がない場合、基本料金の半額を請求します。  
**使用料減免申請書**の提出が必要

### 【漁業集落排水処理施設使用料(税込み:1か月使用料)】

区分	種別	基本料金	人数割
1	世帯(住居兼店舗を含む。)	2,970円	世帯員1人につき 660円
2	事業所等	2,970円	処理対象人員1人につき 660円

#### ●使用料の算定方法

- 世帯員数については、住民基本台帳により確認します。
- 月の中途において、開始や休止した場合は、日割計算をします。  
**漁業集落排水処理施設使用開始等届** の提出が必要
- 使用者が住民票の異動をせず長期不在になる場合は、**漁業集落排水使用料減免申請書** の提出が必要です。  
 不在になる方の名前、居所が分かる書類を添付

#### 【納入方法】

使用料の納入方法は、納付書により上下水道局指定金融機関等の窓口へ直接納めていただく方法と、口座振替により預金口座から自動的に引落とす方法があります。

振替依頼書は、上下水道局指定金融機関・上下水道局にありますので、記入して金融機関に提出してください。